

令和6年度 第1回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和6年5月23日（木）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容について

（2）その他

3. 閉 会

令和6年度 第1回
龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和6年5月23日（木）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容

① 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に合わせ、「後期高齢者支援金分」の賦課限度額を引き上げる（「医療給付費分」「介護納付金分」は据え置き）。

区 分	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	65万円（据え置き）
後期高齢者支援金分	22万円	24万円（+2万円）
介護納付金分	17万円	17万円（据え置き）
合 計	104万円	106万円（+2万円）

■ 賦課限度額の推移（平成20年度以降）

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
医療給付費分	47万円		50万円	51万円				52万円	54万円	
後期高齢者支援金分	12万円		13万円	14万円			16万円	17万円	19万円	
介護納付金分	9万円	10万円		12万円			14万円	16万円	16万円	
合 計	68万円	69万円	73万円	77万円			81万円	85万円	89万円	

区 分	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
医療給付費分	58万円	61万円	63万円		65万円	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	19万円				20万円	22万円	24万円
介護納付金分	16万円		17万円				
合 計	93万円	96万円	99万円		102万円	104万円	106万円

議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容

② 低所得者にかかる軽減判定額の見直し

地方税法施行令の改正に合わせ、均等割5割・2割軽減の軽減措置の判定基準となる金額を見直す（「7割軽減」の判定基準は変更なし）。

【現行】

軽減割合	世帯全員（世帯主＋被保険者等の数） の所得の合計額
7割	43万円 ＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割	43万円 ＋ 29万円×（被保険者等の数） ＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割	43万円 ＋ 53.5万円×（被保険者等の数） ＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）以下



【改正後】

軽減割合	世帯全員（世帯主＋被保険者等の数） の所得の合計額
7割	43万円 ＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割	43万円 ＋ 29.5万円 ×（被保険者等の数） ＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割	43万円 ＋ 54.5万円 ×（被保険者等の数） ＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）以下

③ 条例改正の影響（限度超過世帯数および軽減世帯数）

令和6年度の本算定前のため、5年度本算定時の所得データを使用（あくまでも参考値となります）。

■ 後期高齢者支援金分の限度額超過世帯数の見込み

令和5年度の限度超過世帯のすべてに影響。旧限度額（22万円）を超過する世帯のうち約8割が24万円を超過し、令和6年度の限度額を超過する世帯となる。また残りの約2割の世帯は、支援金分の賦課額が22万円から24万円の間に分布する見込み。

議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容

③ 条例改正の影響（限度超過世帯数および軽減世帯数）

■ 軽減判定額見直しによる軽減世帯数の見込み

軽減判定額の見直し（引き上げ）により、新たに保険税の軽減（5割・2割軽減）を受ける世帯は、医療給付費分・後期高齢者支援金分で20世帯程度、介護納付金分で10世帯程度増える見込み。

【5割軽減】

区分	令和5年度	令和6年度	増減
医療給付費分・ 後期高齢者支援金分	1,312世帯	1,335世帯	+23世帯
介護納付金分	492世帯	501世帯	+9世帯

【2割軽減】

令和5年度	令和6年度	増減
1,265世帯	1,289世帯	+24世帯
419世帯	432世帯	+13世帯

そ の 他

(1) 次回運営協議会予定

開催月	議事・報告内容
令和6年8月	【議事】 被保険者証廃止に伴う条例改正 【報告】 国民健康保険税の本算定結果 など

❗ 開催月及び議事・報告内容は変更する可能性があります。

【令和6年度 第1回 国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答】

●議事（1）国民健康保険税条例の改正内容について

	質 問		回 答
	該当ページ	質問内容	
1	—	国民健康保険の「加入世帯数・人数」「滞納世帯数・人数」について	・「加入世帯数・人数」：令和6年4月末現在で「10,571世帯・15,722人」 ・「滞納世帯数・人数」：令和6年4月末現在で「365世帯・572人」
2	【2ページ】 条例改正の影響 （限度超過世帯数および軽減世帯数）	賦課限度額2万円引き上げの影響について ・影響世帯数と影響額 ・賦課限度額の加入者に対する割合 ・国保税滞納への影響	※国民健康保険税の令和5年度本算定時のデータでの参考値（令和6年度賦課決定前のため） ・「影響世帯数」と「影響額」： 令和5年度の限度超過世帯のすべてにあたる109世帯（賦課限度額の引き上げであるため、賦課限度額に達する所得層（世帯）以外は税額の増加はない） また、前述の109世帯のうち、87世帯は新しい限度額の24万円を超過する世帯で、その影響額は、174万円（2万円×87世帯）、残る22世帯は22万円～24万円までの間に分布される。今回の試算ではシステム上で個別に賦課の詳細が見込めないため、影響額を平均値の1万円とし、22万円（1万円×22世帯）の増加と仮に見込み、それらの合計で196万円の影響が見込まれる。 ・賦課限度額の加入者に対する割合： 令和5年度本算定時データを基にした全世帯数のうち、 限度額改正前（22万円）で限度額超過世帯（109世帯）の占める割合は、全体の約1.06% 限度額改正前（24万円）で限度額超過世帯（87世帯）の占める割合は、全体の約0.85% ・国保税滞納への影響： 限度額超過世帯において、国民健康保険税の滞納世帯に該当する世帯が2世帯把握できたことから、若干の影響（最大値で4万円（2万円×2世帯分））が生じるとと思われる